

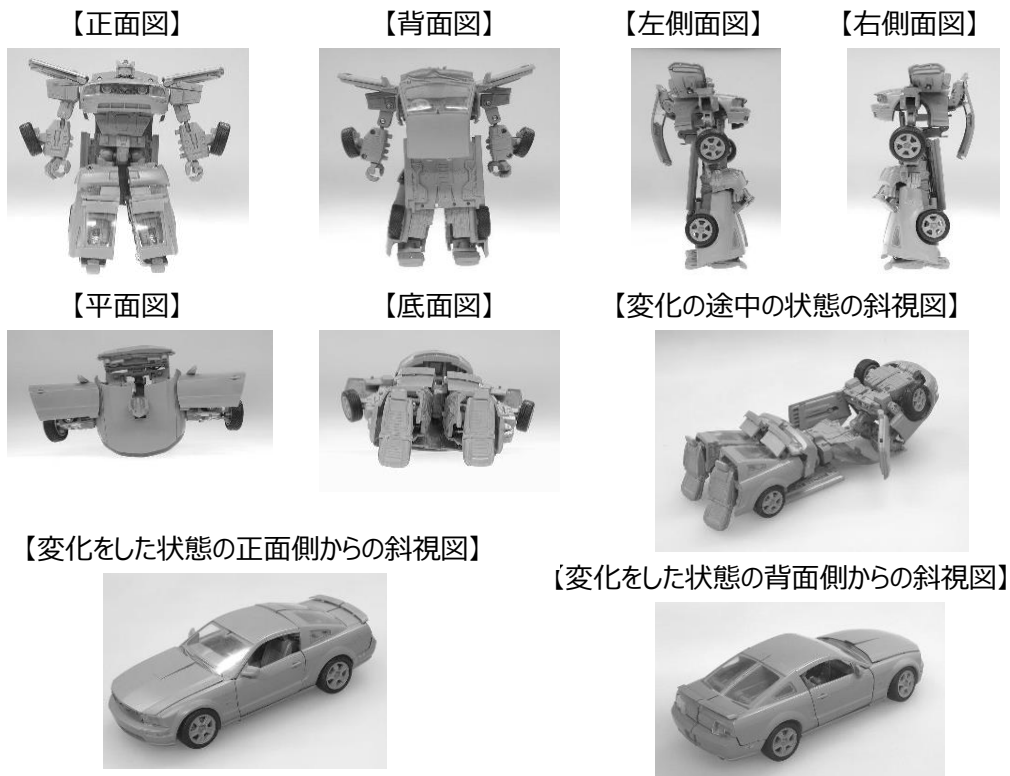
10. 形状等が変化するものの場合

形状等が変化する玩具のように、各部を動かして全体を異なる形状等に変化（可逆性がある変化）するものについて、その変化の前後にわたる形状等について意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後、又は、必要に応じ変化途中の形状等を表します。

- ①どの状態を変化前の形状等とするかの制約はありません。
- ②変化前の6面図等に加え、変化後の形状等全体の特定に必要な図を記載します。
（変化後の形状等全体の特定において、変化前の図によって特定できる形状等の部分等のみを表す図については、不可欠な図ではありません。）
- ③変化途中の形状等については、変化の仕方が理解できればよいので、その範囲で、必要に応じた図を追加します。

〔図 3.10-1〕形状等が変化するものを表した例

【意匠に係る物品】形態変化玩具



（注）変化後の形態についても、全体を表すために必要な図を記載します。